地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付要綱

平成25年1月15日 文部科学大臣決定 平成28年10月13日改正 令和5年2月16日改正

(通則)

第1条 地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金(以下「補助金」という。)の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)及びその他の法令の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新たな産業や雇用を創出するため、産学官が一体となり、革新的課題の研究開発 や研究開発の成果の実証等に取り組む拠点の施設の整備等に対して補助を行い、もって持続的なイノ ベーションの創出を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 文部科学大臣(以下「大臣」という。)は、前条の目的を達成するために行う事業(以下「補助事業」という。)を実施するもの(以下「補助事業者」という。)に対し、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。 2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(法令等の遵守)

第4条 補助事業者は、補助事業の遂行に当たり、法、令、本要綱等、関係する法令等の規定を遵守しなければならない。

(補助事業者の責務)

第 5 条 補助事業者は、補助金が国民から徴収された税金等でまかなわれるものであることに留意し、 法令の定及び補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

(申請手続)

- 第6条 補助金の交付の申請をしようとするときは、別に定める期日までに、補助金交付申請書(様式1) を提出しなければならない。
- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地 方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として 控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の 税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下 「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して交付の申請をしなければならない。ただ し、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この 限りでない。

(交付決定の通知)

第7条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を 交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に交 付決定通知書(様式2)をもって通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等 仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適 当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 大臣は、第1項の交付の決定に際して、必要な条件を附すことができる。
- 4 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の補助金交付申請書が文部科 学省に到達してから30日とする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の通知を受けた者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知の日から起算して15日以内に交付申請取下げ届出書(様式3)を大臣に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約 及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率 的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

- 第10条 補助事業者が、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ、変更承認申請書(様式4)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的を変えないで、次の各号に掲げる軽微な変更の場合については、この限りでない。
 - 一 補助金の交付の決定を受けた年度(国庫債務負担行為に基づくものについては補助金の交付決定を受けた最終年度。以下同じ。)内において工事期間を変更する場合
 - 二 当該事業の目的及び計画の遂行に影響を及ぼさず、かつ、第7条第1項により交付された経費の配分の変更(補助対象経費の区分ごとに配分された額のいずれか低い金額の20%以下の額で当該配分額を流用する場合に限る。)をする場合
 - 三 新築・増築・改築・改修事業の面積の2%以内の増又は1%以内の減の変更が生じる場合
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式5) を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに遅延届出書(様式6)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第13条 補助事業者は、補助事業の進行状況及び経費の支出状況について大臣の要求があったときは、 速やかに遂行及び支出状況報告書(様式7)を提出することとし、また、大臣は、その状況を調査する ことができる。

(実績報告)

- 第14条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。) は、その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに報告書(様式8)を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、国の会計年度が終了したときに補助事業が未完了の場合は、国の会計年度終了に伴

- う実績報告書(様式9)を補助金の交付の決定を受けた翌年度の4月30日までに大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前2項の報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。
- 4 第2項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、 翌会計年度に行う補助事業に関する計画を添付しなければならない。
- 5 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除 税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提 出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第15条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条に基づき承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に確定通知書(様式10-1又は10-2)をもって通知するものとする。
- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、 未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴す るものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式11)を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第4項の規定は、前項の規定により返還を命ずる場合について準用する。

(交付決定の取消等)

- 第17条 大臣は、第11条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、 第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
 - 一 補助事業者が、法、令、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱に基づく大 臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定により取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金 が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、第1項第1号、同項第2号及び同項第3号の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第4項の規定を準用する。

(補助金の支払)

- 第18条 補助金の支払は、原則として第15条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、大臣は必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。
- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書(様式12)を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第19条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第20条 取得財産等のうち令第13条第4号及び第5号に規定する処分を制限する財産は、取得価格が1個又は1組50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

(補助金の経理)

- 第21条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び 支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第22条 補助事業者(地方公共団体に限る。)は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(様式第13)を作成しておかなければならない。

(報告の公表)

第23条 大臣は、第13条、第14条第1項の報告の全部又は一部を公表することができる。

(電磁的方法による提出)

第24条 補助事業者は、法、令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法(法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第 25 条 大臣は、法、令又は本要綱の規定に基づく通知、承認、指示又は命令(以下、本条において「通知等」という。)について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により行うことができる。この場合、大臣は補助事業者に到達確認を行うものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

別表

	補助対象経費の区分	経費の内容	補助率
1	施設整備費	工事及び附帯工事に係る経費(施設に附帯する設備の整備に係る経費を含む。)等	定額
2	附带事務費	設計委託料、設計監理料並びに1の工事に直接必 要な事務の経費	定額
3	不動産購入費	土地及び建物の購入に係る経費	定額

附 則

この要綱は平成25年1月15日から施行する。

附具

この要綱は平成28年10月13日から施行する。

附 即

この要綱は令和5年2月16日から施行する。

文部科学大臣 殿

地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付申請書

地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付要綱第6条の規定により、下記の金額について交付願いたく申請します。

記

事 業 名(拠点名)

交付申請額 金 円

(添付書類)

- 1. 事業計画書(別紙1)
- 2. 事業費調書 (別紙2)
- 3. 配置図及び平面図
- 4. 拠点計画等に関する書類

(注)配置図及び平面図は、必要がある場合のみ作成すること。

【責任者及び担当者】

事 業 計 画 書

(単位:円)

事 業 名				構造階		面 積 (㎡)		直営、請負の別請負契約の方式
(拠 点 名)								
*				ا حاد				
着工予定年月日				完成	文予定年月日 	Ī		1
補助対象経費の	区分	補助事業に 要する経費	① 補助対象組	圣費	② 自己資金等	· •	①-② 補助金の額 ※	備 考
計								
補助事業の目的及び内容								

- (注) 1. 面積欄: 改修面積は() 書き、全体面積は< >書きで示すこと。(他の様式についても同様とする。)
 - 2. 補助事業に要する経費:当該施設整備事業に係る全体の経費(自己資金等を含む)
 - 3. 補助対象経費:補助対象面積の範囲内での経費の計
 - 4. 自己資金等:長期借入金、運営費交付金、寄附金等、事業費の一部に充てる資金。
 - 5. 補助金の額:補助対象経費から自己資金等を除いた経費(=交付申請額)
 - 6. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記するとともに、減額金額の算出の基礎となる資料を作成の上、添付すること。 補助金所要額-消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額=補助金の額※

_ = *****

- 7. 長期借入金、運営費交付金、寄附金等の自己資金等がある場合は、備考欄に内訳金額を記入すること。
- 8. 自己資金等欄は、該当がある場合のみ記入すること。

事 業 費 調 書

(単位:円)

						(単位:円			
本 业力	/ Lbn -								
事業名	(拠点名)								
構造	面 積	単価	一般工事	事	特殊工事費	計			
階	(m²)	— т	/X		NALTE	н			
re	(111)								
一般工事の補	正項目								
特殊工事の項	目		T						
	油 公 [. 十]	88 <i>15</i>		電気設備関係					
	建築・土木	<u> </u>			电风放调	月)			
	機械設備関	係			その	他			

地域產学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付決定通知書

申請者

年 月 日付け 第 号で申請のあった地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

年 月 日

文部科学大臣

1. この補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとし、その内容は申請書類に記載のとおりとする。

事業名 (拠点名)

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。 ただし、補助事業の内容の変更により、補助事業に要する経費及び補助対 象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するとこ ろによるものとする。

> 補助事業に要する経費 円 補 助 対 象 経 費 円 補 助 金 の 額 円

- 3. 補助金の確定額は、補助対象経費から自己資金等を差し引いた実支出額の合計額と、補助金の額とのいずれか低い額とする。
- 4. 補助事業は、原則として補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。
- 5. 補助事業者は、適正化法、同法施行令(昭和30年政令第255号)、地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付要綱(平成25年1月15日文部科学大臣決定)及び地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金取扱要領(平成25年1月15日科学技術・学術政策局長決定)に従わなければならない。

【本件担当】 局 課 名: 電話番号:

文部科学大臣 殿

住 機関名 张 名

地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け文書番号をもって交付決定通知のありました地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金について、交付の申請を取り下げたいので、地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1. 事業名(拠点名)
- 2. 取下げの理由
- 3. その他

【責任者及び担当者】

文部科学大臣 殿

住 機関名 名 氏

地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金の計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた事業について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、承認してくださるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1. 事業名(拠点名)
- 2. 変更理由
- 3. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額の対比

(単位:円)

	補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金の額
支付外点性				
交付決定時	計			
変更後				
	計			
差 額				
	計			

4. 各対象経費金額の算出内訳

(添付資料)

変更後の事業計画書、事業費調書、配置図及び平面図

【責任者及び担当者】

文部科学大臣 殿

地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金の補助事業中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた事業については、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので、地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、承認してくださるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1. 事業名(拠点名)
- 2. 交付決定額 円
- 3. 補助事業中止 (廃止) の発生年月日及びその理由
- 4. 補助金の使用状況

1) 支出済額

円

2) 未使用額

円

【責任者及び担当者】

文部科学大臣 殿

地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金事業遅延届

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた事業について、地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1. 事業名(拠点名)
- 2. 交付決定額

円

- 3. 遅延の原因及び内容
- 4. 遅延に対する措置内容
- 5. 補助事業の遂行及び完了の予定
 - (注) 予定期間内の完了又は補助事業の遂行が困難となった場合において、その原因等について簡潔に 記入するとともに、関係資料等を添付する。

【責任者及び担当者】

文部科学大臣 殿

住 所 名 職 名 氏

地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金の補助事業の遂行 及び支出状況報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた事業について、地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり補助事業の遂行及び支出状況を報告します。

記

- 1. 事業名 (拠点名)
- 2. 補助事業の遂行状況
- 3. 補助対象経費の区分別支出状況

【責任者及び担当者】

文部科学大臣 殿

住 機 関名 形 名 名

地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助事業実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1. 補助事業の内容

事業名 (拠点名)	構造階	実施面積 (㎡)	直営、請負の別 請負契約の方式	着工年月日	完了年月日

2. 補助事業の収支決算

(1) 収 入 (単位:円)

自己資金等	補助金の額	計	備考

(2) 支 出 (単位:円)

補助対象	補助事業は	に要した経費	補助事業対象経費				補助金の額	
経費の区分	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交付決定 額	実績額
計								

- (注)1 各経費の配分ごとの実績の内訳の資料を添付すること。(事業費にあっては事業費調書、 配置図及び平面図)
 - 2 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記するとともに、減額金額の算出の基礎となる資料を作成の上、添付すること。

補助金所要額-消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額=補助金の額※

【責任者及び担当者】

文部科学大臣 殿

住機関名概名

地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金の国の会計年度終了に伴う実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、国の会計年度内に補助事業が完了しておりませんので、地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

事業名 (拠点名)	構造階	面 積 (㎡)	交付決定額 (千円)	未完了の理由

【責任者及び担当者】

殿

文部科学大臣

地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金確定通知書

地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金については、地域産学官連 携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記 のとおり額を確定したので、通知します。

記

- 1. 事業名 (拠点名)
- 2. 補助金の交付決定額
- 3. 補助金の額の確定額
- 4. その他

【本件担当】 局 課 名: 電話番号:

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

殿

文部科学大臣

地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金確定通知書

地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金については、地域産学官連 携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記 のとおり額を確定したので、通知します。

なお、既に交付した補助金の額が確定した額を超えるので、地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付要綱第15条第3項に基づき、下記のとおり別途歳入徴収官文部科学省大臣官房会計課長より送付する納入告知書により返還してください。

記

- 1. 事業名(拠点名)
- 2. 補助金の交付決定額
- 3. 補助金の額の確定額
- 4. 返還すべき補助金の額
- 5. 返還期限 納入告知書に記載された期限
- 6. その他

【本件担当】 局 課 名: 電話番号:

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

文部科学大臣 殿

住 機関名 名 氏

地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業 について、地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付要綱第16条第 1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1. 事業名(拠点名)
- 2. 補助金額(交付要綱第15条による額の確定額)

円

3. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

4. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

5. 補助金返還相当額(4.-3.)

円

(注) 別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

【責任者及び担当者】

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

官署支出官 文部科学省大臣官房会計課長 殿

住 機関名 名 名

地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金支払(精算・概算)請求書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付要綱第 18 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1. 事業名(拠点名)
- 2. (精算·概算) 払請求金額

円

- 3. 請求金額の算出内訳
- 4. 必要とする理由
- (注) 請求金額の算出内訳及び必要とする理由は、概算払いを請求する場合に限る。

【責任者及び担当者】

(様式 13) (第 22 条関係)

年度地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付要綱補助金調書

年度 文部科学省所管一般会計

(地方公共団体名

玉 地方公共団体 歳 入 歳出 補助率 交付決定 備 考 歳出予算科目 うち国庫補助 の額 うち国庫補助 科目 予算現額 予算現額 支出済額 収入済額 科目 金相当額 金相当額 (項)科学技術・ 学術政策推進費 (目) 地域産学官 連携科学技術振 興拠点施設整備 費補助金

- 1. 「地方公共団体」の「科目欄」には、「歳入」にあっては、款、項、目及び節、「歳出」にあっては款、項、及び目を予算書及び決算書に沿ってそれ ぞれ記載すること。
- 2. 「予算現額」欄については、「歳入」にあっては当初予算額、補正予算額等に区分してそれぞれの額を記載し、「歳出」にあっては当初予算額、補正 予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれ額を記載すること。
- 3. 「備考」欄には当該補助金に係る額の確定を受けたときは、その確定額を記入するほか、参考となるべき事項を適宜記載すること。 4. 補助事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越しが行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本 表に準ずること。この場合において、「地方公共団体」の「歳入」の科目欄に前年度繰越金を掲げる場合は、その予算現額及び収入済額の数字の下に補 助金額を()で内書きすること。